

令和9年度 藤枝市放課後児童クラブ 入会のしおり

藤枝市健康福祉部こども課 作成

1 趣旨

このしおりは、本市放課後児童クラブの入会に際して、保護者の皆様に当事業の概要をご理解いただくとともに、事業が適正に運営されるようご協力いただくためのものです。

児童クラブに関わる全ての方が児童の健やかな成長を温かく見守るとともに、導いていただけるようお願いします。

2 目的

- (1) 地域と連携して児童の健全な育成を図る。
- (2) 授業の終了後、または小学校の休業日において、労働等により保育ができない家庭の小学校1年生から6年生までの児童に生活の場を与える。

3 内容

事業内容は、次のとおりです。

- (1) 児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定に関すること
- (2) 遊びを通しての自主性、社会性、創造性の向上に関すること
- (3) 児童の自主学習及び基本的生活習慣の援助に関すること
- (4) 児童の保護者、小学校及び地域との連携に関すること
- (5) その他児童の健全育成に必要な活動に関すること

4 対象児童

対象児童は、次のとおりです。

- (1) 市内に在住する小学校1年生から6年生までの児童で、保護者が以下の事由により児童の保育ができない家庭の児童

- ① 就労
- ② 長期療養中
- ③ 祖父母等の介護
- ④ その他市が児童の保育ができないと認めた場合

※ 申込者数が定員を超過する等により、条件に該当していても入会できない場合があります。

5 運営主体（R8年度）※翌年度は運営主体が変更になる場合があります。

各小学校区の29クラブの運営は、市が「藤枝市社会福祉協議会」に委託して行います。

【 運営業務委託先 】

社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会

〒421-1131

藤枝市岡部町内谷 1400-1 藤枝市福祉センターきすみれ内

電 話：054-667-2940

F A X：054-667-3319

6 児童クラブの名称、実施場所等

No.	名称	実施場所	電話・FAX
1	高洲小学校区 すこやか第1児童クラブ	高柳 1315 番地 高洲小学校敷地内	637-0733
2	高洲小学校区 すこやか第2児童クラブ		637-0355
3	高洲小学校区 すこやか第3児童クラブ		660-3246
4	大洲小学校区 おおす児童クラブ	大洲 5 丁目 20 番地 大洲小学校敷地内	637-2448
5	青島北小学校区 おおぞら第1児童クラブ	南駿河台 2 丁目 11 番 1 号 青島北小学校敷地内	646-1207
6	青島北小学校区 おおぞら第2児童クラブ		659-3050
7	広幡小学校区 ゆたかっこ第1児童クラブ	下当間 1 番地 広幡小学校敷地内	643-6660
8	広幡小学校区 ゆたかっこ第2児童クラブ		374-2223
9	西益津小学校区 あすなろ児童クラブ	田中 1 丁目 7 番 20 号 西益津小学校敷地内	641-7330
10	高洲南小学校区 みなみっこ第1児童クラブ	高洲 37 番地の 1 高洲南小学校敷地内	635-1926
11	高洲南小学校区 みなみっこ第2児童クラブ		660-0761
12	高洲南小学校区 みなみっこ第3児童クラブ		660-0762
13	藤岡小学校区 くすのきっこ児童クラブ	藤岡 3 丁目 14 番 1 号 藤岡小学校敷地内	638-3514
14	藤枝中央小学校区 なかよし児童クラブ	原 1133 番地 藤枝中央小学校敷地内	646-1341
15	葉梨小学校区 いくしん第1児童クラブ	下之郷 111 番地の 1 葉梨小学校敷地内	638-0390
16	葉梨小学校区 いくしん第2児童クラブ		659-3620
17	葉梨小学校区 えだっこ児童クラブ	下之郷 107 番地の 1 葉梨小学校隣接地	374-2212
18	青島小学校区 まつばっこ第1児童クラブ	下青島 10 番地 青島小学校敷地内	641-0520
19	青島小学校区 まつばっこ第2児童クラブ		641-1000
20	青島小学校区 まつばっこ第3児童クラブ		659-5507
21	青島小学校区 まつばっこ第4児童クラブ		659-5508
22	稲葉小学校区 いなば児童クラブ	堀之内 2337 番地 稲葉小学校敷地内	644-6010
23	藤枝小学校区 ふじっこ児童クラブ	天王町 1 丁目 1 番 1 号 藤枝小学校敷地内	646-5125

No.	名称	実施場所	電話・FAX
24	青島東小学校区 ひがしっこ第1児童クラブ	志太5丁目1番1号 青島東小学校敷地内	641-0380
25	青島東小学校区 ひがしっこ第2児童クラブ		659-0109
26	瀬戸谷小学校区 せとやっ子児童クラブ	本郷872番地 瀬戸谷小学校敷地内	639-0551
27	葉梨西北小学校区 せいほく児童クラブ	西方1080番地 葉梨西北小学校敷地内	638-0140
28	岡部小学校区 おかべっこ児童クラブ	岡部町内谷997番地の2 岡部小学校敷地内	667-3443
29	朝比奈第一小学校区 あさひな児童クラブ	岡部町新舟1021番地 朝比奈第一小学校敷地内	668-0117

7 開所日、開所時間

(1) 開所日

月曜日から土曜日（国民の祝日、年末年始を除く）

※ 天候、感染症等の状況により、小学校が臨時休校となる場合は、小学校の判断に倣い、原則、児童クラブを閉所します。

※ 天候、感染症等の状況により、学級・学年閉鎖、早帰り等になる場合は、危険回避及び蔓延防止のため、該当児童のクラブ利用はできません。学校及びクラブ連絡に従い、対応をお願いします。【→P5.(3)出席の制限】

(2) 開所時間

① 小学校の授業日：放課後～午後6時

② 小学校の授業日以外（土曜日・長期休業中）：午前7時30分～午後6時

(3) 土曜日のブロック開所

① 土曜日は、各児童クラブをブロック別に分け、ブロック内の輪番制により、合同で開所します。

② ブロックの単位は、次のとおりとします。 (R8.10.1時点)

ブロック	児童クラブ名
A	みなみっこ第1、みなみっこ第2、みなみっこ第3、おおす
B	まつばっこ第1、まつばっこ第2、まつばっこ第3、まつばっこ第4、おおぞら第1
C	すこやか第1、すこやか第2、すこやか第3、ひがしっこ第1、ひがしっこ第2
D	ふじっこ、いくしん第1、いくしん第2、えだっこ、おおぞら第2
E	ゆたかっこ第1、ゆたかっこ第2、おかべっこ、あすなろ、なかよし
F	いなば、せとやっ子、くすのきっこ、あさひな、せいほく

③ 各ブロック内での利用を原則としますが、保護者の勤務地の事情等により、入会する児童クラブのブロック内での利用に不都合がある場合は、入会する児童クラブを含めて2つのブロック（固定）の利用が可能です。

④ 利用にあたっては、各児童クラブに備え付けの「放課後児童クラブ土曜開所利用希望票」により、原則、1ヶ月前までに申し込みをしてください。

⑤ 開所日、開所場所は、各児童クラブにご確認ください。

※ 開所場所を変更する場合は、当該開所日前にお知らせします。

8 負担金

物価高騰等の影響により、令和9年度の負担金額は変更される可能性があります。

(1) 負担金月額、次の表によるものとします。

区 分	対象月	1 人 目	2 人 目 以 降
① 生活保護世帯 ※生活保護受給者証明書が必要	通年	0 円	
② 令和8年度市県民税非課税世帯 かつ ひとり親 ※「同居の父、母、祖父、祖母等（入会児童の兄弟姉妹は除く）全員分の市県民税非課税証明書」が必要	8 月 以 外	5,000 円	4,500 円
	8 月	6,000 円	5,000 円
	夏 休 み	6,000 円	5,000 円
③ 上記①②以外の世帯	8 月 以 外	8,500 円	7,000 円
	8 月	10,000 円	8,000 円
	夏 休 み	10,000 円	8,000 円

(2) 令和9年6月以降（令和9年度課税開始後）においても、令和8年度市県民税の非課税証明書が必要となります。

(3) 負担金のお支払いは、島田掛川信用金庫の口座からの口座引落としとなります。

※ 口座引落としができなかった場合は、2回目の口座引落としを行います。

※ 再度の口座引落としができなかった方は、市社会福祉協議会指定の振込依頼書（振込手数料：保護者負担）により納付となります。

※ 口座引落としの手続きをしない方については、市社会福祉協議会指定の振込依頼書（振込手数料：保護者負担）により納付となります。

(4) 利用日数による負担金の日割計算は行いません。

※ 休会及び退会の事由による場合でも日割計算は行いません。

(5) 「夏休み」の区分は、所属する小学校の夏休み開始から終了までの期間の児童クラブ利用に関する料金となります。

(6) 負担金の免除又は既納負担金の還付は、市が特別の事由があり、適当と認めた場合に限り行うものとします。

(7) 兄弟姉妹間で2人以上の利用がある場合には、休会、退会の事由により、それぞれの負担金額を変更することがあります。

例1：1年生と3年生の2人の利用で、7月に3年生が休会・退会する場合
（保護者負担金区分 = 4 ページ、8 (1) ③）

< 6 月 まで > 3 年 生 7,000 円、1 年 生 8,500 円、計 15,500 円

< 7 月 以降 > 3 年 生 なし、1 年 生 8,500 円、計 8,500 円

例2：1年生と3年生の2人の利用で、7月に1年生が休会・退会する場合
（保護者負担金区分 = 4 ページ、8 (1) ③）

< 6 月 まで > 3 年 生 7,000 円、1 年 生 8,500 円、計 15,500 円

< 7 月 以降 > 3 年 生 8,500 円、1 年 生 なし、計 8,500 円

例3：1年生が通年利用、3年生が夏休みの利用の場合の7月、8月の負担金
（保護者負担金区分 = 4 ページ、8 (1) ③）

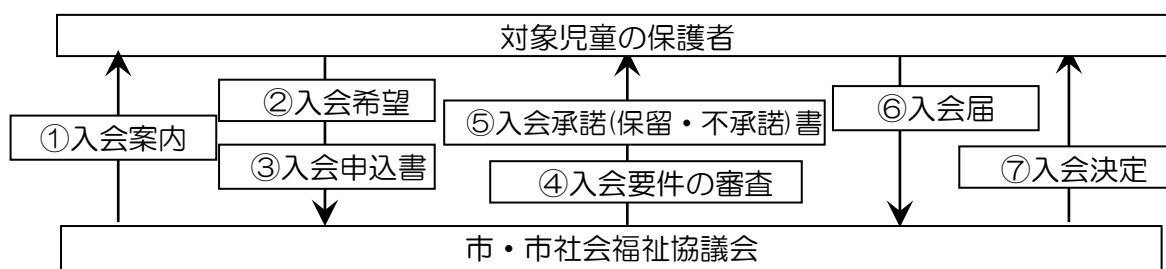
< 7 月、8 月 > 1 年 生 7 月：8,500 円、8 月：10,000 円

3 年 生 夏 休 み：8,000 円

9 入会・休会・退会等

(1) 入会決定

- ① 市が入会選考（入会承諾または入会保留、入会不承諾）を行い、市社会福祉協議会が保護者に結果を通知します。
- ② 入会承諾書を受け取った保護者は、入会届を入会する児童クラブへ提出してください。
- ③ 保護者から提出される入会届を受付した時点において入会決定となります。
- ④ 入会の期間は、最長で4月1日から翌年3月31日までとなります。
- ⑤ 事務上の手続きは次のフロー図のとおりです。



(2) 休会、退会

- ① 休会は、児童の入院などの特別な事情がある場合を除き、原則1ヶ月のみ認めています。1ヶ月を超える場合には退会となります。
- ② 保護者は、児童クラブを休会又は退会するときは、原則として休会日又は退会日の1ヶ月前までに休会届又は退会届を入会する児童クラブに提出してください。
 - ※ 原則、4月の休会は、受け付けません。
 - ※ 休会日又は退会日の1ヶ月前までに休会届又は退会届が提出されない際は、負担金をお支払いいただく場合があります。

(3) 出席の制限

次のいずれかに該当するときは、出席を一定期間停止することがあります。

- ① 感染症及び感染する恐れのある疾病等があると判断したとき。
 - ※ 長期休業中に学校感染症（新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザを除く）に罹患した児童は、医師の登所許可が得られるまでご家庭で過ごし、登所の際に登所許可書を提出してください。
新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザについては経過報告書を提出してください。（医療機関等が発行する診断書等は求めません）
 - ※ 学校で感染症等の流行により休校となった場合は、児童クラブも原則、閉所します。
 - ※ 学校で感染症等の流行により学年閉鎖や学級閉鎖等の出席制限があった場合は、児童クラブも利用不可となります。
- ② 児童クラブにおける共同生活が困難と判断したとき。
 - ※ 他の児童や指導員に対して粗暴な言動がみられるなど、他の児童や指導員の安全確保が困難な場合など。

(4) 入会資格の取消

次のいずれかに該当するときは、入会資格を取り消すことがあります。

- ① 「対象児童」でなくなったとき。
- ② 申込内容に不実があったとき。
- ③ その他、市が不適当と認めたとき。

(5) 変更事項の届出

次のいずれかに該当するときは、速やかに変更届（就労証明書）を提出してください。

- ① 児童または保護者の住所、氏名、勤務先、緊急連絡先等、入会申込書の記載事項に変更が生じたとき。
- ② 就労内容が変更されたとき。（育児休業含む）
- ③ その他、重要な変更事項が生じたとき。

10 留意事項

【児童クラブと小学校は同一敷地内にありますが、管理の異なる別施設です。】

下記の事項を守って、児童クラブをご利用いただくようお願いします。

(1) 児童の降所

- ① 必ず保護者による迎えをお願いします。
※ 児童のみでの降所はできません。
- ② 塾、習い事などに通う場合も原則、保護者による迎えをお願いします。
※ スポーツ少年団に通うなど、小学校敷地から出ないときは、保護者からの事前連絡がある場合に限り、児童のみの降所ができます。
- ③ 児童降所後における再登所は、原則できません。
- ④ 保護者以外（いつも迎えに行く方以外）が迎えに行く場合は、保護者が必ず事前に迎えに行く方の氏名を連絡してください。
- ⑤ 保護者（児童の祖父母を含む）の迎えが午後6時を過ぎる場合は、市ファミリー・サポート・センター事業を利用するなど、閉所時刻の午後6時までに迎えを完了させてください。
- ⑥ 迎え途中の交通事故など不測の事態により、迎えの時刻が午後6時以降となる見込みの場合は、必ず事前に入会する児童クラブに連絡してください。
- ⑦ 送迎時の事故やトラブルについては一切責任を負いません。
- ⑧ 送迎時の混雑を避けるため、お迎え後の速やかな帰宅をお願いします。また、敷地内の徐行徹底、譲り合いにより、事故には十分ご注意ください。

(2) 児童の登所

- ① 児童クラブは、放課後に保育を必要とする児童が利用する場所ですので、保護者の仕事がお休みの場合には、ご家庭で過ごしてください。迎えの時刻も同様に、保護者の就労等の状況に合わせた速やかな迎えをお願いします。
- ② 授業日は、小学校の校舎から児童クラブ施設へ直接登所します。
※ 小学校における集団下校の場合は、集団下校をせずに児童クラブへ登所するように児童へお伝えください。

※ 小学校の防災訓練等において、学校から自宅までの帰宅を訓練内容に含めている場合は、一度帰宅してから、保護者の方と登所してください。

- ③ 授業日以外（土曜日・長期休業中）は、保護者と一緒に登所してください。

※ 児童のみの登所をさせないでください。

※ 登所が9時以降になる場合はクラブに連絡をしてください。

(3) 欠席連絡

- ① 児童が欠席する場合は、児童クラブへ必ず連絡をしてください。**児童クラブ欠席について学校へ伝言を依頼せず、学校への欠席連絡と児童クラブへの欠席連絡は、それぞれ別に行ってください。**なお、児童クラブへの連絡は児童の下校時間までに連絡してください。

(4) 緊急連絡

次のいずれかに該当するときは、緊急連絡をする場合がありますので、早急の迎え等、児童クラブの対応に従ってください。

- ① 発病及び疾病が急変したとき。

※ 発病の兆候が見られる場合は、可能な限りご自宅での静養をお願いします。

- ② 通院が必要な事故・怪我が生じたとき。

- ③ 天候・天災等の理由により、小学校が臨時に休校又は短縮日課としたとき。

- ④ 感染症等の理由により、小学校の学校・学年・学級閉鎖等が生じたとき。

※ 感染症の流行や荒天等により、小学校の下校時刻が急遽、早まった際、児童クラブを利用せずに下校する場合があります。各家庭において鍵の場所を共有するなど、早下校時の対応について、お子様と事前に確認をお願いします。

- ⑤ 登所予定の児童が登所しないとき、欠席予定の児童が登所したとき。

※ 登所予定の児童が登所せず、所在が分からない場合、指導員が探しに行くことは困難です。児童が登所日を間違えることがないように必ず事前に登所日の確認をお願いします。

- ⑥ その他、緊急連絡する必要が生じたとき。

(5) 児童に関する保険

市社会福祉協議会において、次のとおり児童の保険に加入します。

- ① 傷害保険

- ② 賠償責任保険

(6) 弁当の持参

- ① 小学校授業日の短縮日課及び小学校休業日など、学校給食がない日は、弁当・水筒を持参してください。

- ② 夏季休業中の弁当は、冷蔵庫による保管ができませんので、傷みにくい食品や火を通した食材の使用、保冷剤の持参など食中毒の予防に努めてください。

(7) 持ち物

- ① 持ち物には、必ずフルネームを記入してください。

- ② 指導員の許可を得ずに玩具、お菓子は持たせないでください。

- ③ 小学校が制服着用など、着替え（下着を含む）が必要な場合は、児童へ着替えを持たせてください。
- ④ 児童同士のトラブル等により物品の破損等が生じた場合の賠償の可否や範囲については、事故の状況、双方の過失の有無等を総合的に勘案し、当事者同士の協議と、個々の損害賠償保険等で解決をお願いします。

(8) 宿題

- ① 宿題の習慣が身に付くよう、自主学習への声掛けを行います。
- ② 宿題については、児童の習得状況を確認するためにも、ご家庭において目を通してください。
 - ※ 宿題の強制や実施確認は行いません。
 - ※ 学習指導は行いません。
 - ※ タブレットの使い方の指導、充電は行いません。

(9) 保育上の注意

- ① おやつを提供があるので、食物アレルギーのある児童の保護者は、その状況について指導員へお伝えください。
 - ※ 食物アレルギーの程度によって、個別面談を行う場合があります。
- ② 薬のお預かりは、原則いたしません。
 - ※ 薬の処方を朝・夕とするなどの配慮をお願いします。
 - ※ 医師の処方によって開所時間中の与薬が必要な場合には、入会する児童クラブ指導員へご相談ください。
- ③ 閉所時刻は、午後 6 時となりますので、食事、睡眠など規則正しい生活習慣を身に付けられるようご家庭でのご協力をお願いします。
- ④ 児童について、不安や心配がある場合は、お気軽に指導員へ相談ください。
 - ※ 相談いただいた内容は、下記「1 1 個人情報の取り扱い」に則り適正に取り扱います。
 - ※ 相談窓口 各児童クラブ主任指導員
 - 相談日時 各児童クラブ開所日（土曜日を除く）
午前 1 0 時 0 0 分から午後 6 時まで

1 1 個人情報の取り扱い

- (1) 個人情報の保護に関する法律に則り、個人情報は、適正に取り扱います。
- (2) 卒園した幼稚園、保育園などや在籍する小学校と児童クラブとの間で個人情報を交換、共有する場合があります。児童の健全な育成のために行うものですので、同意、承諾をお願いします。
- (3) 市ホームページ、広報ふじえだ、ふじえだ社協だより、各児童クラブなどで、児童の顔写真を掲載する場合があります。顔写真の掲載を望まない場合は、入会する児童クラブ指導員にお伝えください。

12 苦情申し立て・解決

- (1) 第三者委員による苦情申し立て・解決の仕組みを確立しています。苦情受付責任者、苦情受付担当者、第三者委員などの詳細は、各児童クラブ内に掲示してあります。
- (2) 市社会福祉協議会において、各児童クラブ内に意見箱を設置してあります。ご意見・ご要望などありましたら、意見箱への投函をお願いします。

藤枝市こども課 〒426-8722 藤枝市岡出山 1-11-1 電話：054-643-6611 FAX：054-643-3260 Mail：jido@city.fujieda.shizuoka.jp
--